

修学旅行・集団宿泊教室等の実施について

指導課

1 修学旅行について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や区域があることから、令和3年度の実施については、次の通りとします。

なお実施にあたっては、「修学旅行における実施の判断基準及びチェックリスト(Ver.3)」及び「まん延防止等重点措置に係るチェックリスト」に基づき対応願います。

(1) 旅行先(宿泊、見学地)を県内で計画している場合

⇒保護者の理解を得た上で、感染防止対策を講じ実施してもよいこと。

(2) 旅行先(宿泊、見学地)を県外で計画している場合

①旅行先(宿泊、見学地)に緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されていない場合

⇒保護者の理解を得た上で、感染防止対策を講じ実施してもよいこと。

②旅行先(宿泊、見学地)に緊急事態措置が実施されている場合

⇒実施時期、旅行先の変更を行うこと。

③旅行先(宿泊、見学地)にまん延防止等重点措置が実施されている場合

⇒保護者の理解を得た上で、感染防止対策を講じながら実施してもよいこと。

2 集団宿泊教室について

集団宿泊教室については、普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であること、また他の利用者との接触が少ないことから、本県に緊急事態措置が実施されている場合や、本市あるいは施設の所在地にまん延防止等重点措置が実施されている場合でも保護者の理解を得た上で、実施できることとします。ただし、実施困難な場合は、実施時期の変更、及び日程の短縮等の検討をお願いします。

3 見学旅行について

見学旅行については、集団宿泊教室と同様に普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であることから、見学先において感染防止対策が講じられているか確認し、保護者の理解を得た上で、実施してもよいこととします。